

市民相談(4月分)

新型コロナウイルス感染症の影響により、中止となる場合があります。中止の場合は、市ホームページでお知らせします。

祝日、休日の受付・相談はありません。
秘密厳守・無料
同一内容の相談は原則1回
場 市役所1階市民相談室101・102
問 魅力創造発信課
TEL 06-6992-1353、1356

法律相談・・・相続・離婚・金銭や土地建物の賃借問題など
▼弁護士※(1人30分・先着14人)
毎週木曜日13:00~16:30
▼司法書士※(1人30分・先着8人)
第2・3・4火曜日13:00~15:00

登記相談・・・相続・贈与などの登記
▼司法書士※(1人30分・先着4人)
第2水曜日13:00~15:00

税務相談・・・相続・所得・贈与税など
▼税理士※(1人30分・先着6人)
第2金曜日13:00~16:00

行政書士相談・・・成年後見・各種契約書の作成など
▼行政書士※(1人30分・先着6人)
第1火曜日13:00~16:00

不動産一般相談・・・賃貸借契約・不動産の活用など
▼宅地建物取引士※(1人30分・先着6人)
第1火曜日13:00~16:00

※上記いずれも相談日の1週間前(休日の時は翌開庁日)13:00から電話受付

行政相談・・・国などの行政に対する要望や苦情など
▼行政相談委員(前日までに)
第4火曜日10:00~12:00

固定資産税の減額措置
「住宅バリアフリー改修工事」

新築された日から10年以上を経過した住宅で、一定のバリアフリー改修工事を行った場合(貸家住宅を除く)、改修工事が完了した翌年度(1年間)について、固定資産税を3分の1減額します。

注減額対象の床面積は100平方メートルまでです。税制改正により内容に変更が生じることがあります。詳しくは問い合わせください。

対象要件

- ▽これまでバリアフリー改修における固定資産税減額措置を受けていないこと
- ▽バリアフリー改修費用の自己負担額が50万円以上
- ▽次のいずれかの改修工事を行っていること
 - ①廊下の拡幅
 - ②階段のこう配を緩和
 - ③浴室改良
 - ④便所改良
 - ⑤手すりの取り付け
 - ⑥屋内の段差解消
 - ⑦出入り口の戸の改良(引き戸への取り換えなど)
 - ⑧床の材質の改良
- ▽次のいずれかの人が居住していること
 - ①65歳以上の入

消費生活センターだより

SNSをきっかけとした契約トラブル

【事例】
(1) SNS上の広告がきっかけとなるトラブル
SNSに、私の好きなブランドの格安販売サイトの広告が出た。かばんを注文したが、届いた商品は色も形も違うし偽物と思われた。サイトにメールで問い合わせるが返信が無く、連絡が取れない。

▽SNSで「1回限り500円のダイエットサプリメント」と紹介されていたので、そこから公式サイトに入り注文。しかし4回購入で総額4万円を支払わないと解約できない定期購入コースだった。
(2) SNSで知り合った相手からの誘いがきっかけとなるトラブル
SNSで「月何十万円ももうかるビ

②要介護認定または要支援認定を受けている人
③障がい者手帳を交付されている人
バリアフリー改修工事完了日からおおむね3カ月以内に、住宅所有者が固定資産税減額申請書に必要な書類を添付し、課税課資産税担当へ提出してください。

持▽納税義務者の住民票の写し(市内在住者は不要)
▽領収書の写しなど
▽工事明細書、設計書の写しなど
▽次のいずれかのうち、該当するもの

- ①65歳以上の人が住んでいることが確認できるもの(住民票などの写し)
- ②要介護認定または要支援認定を証する書類(介護保険の被保険者証などの写し)
- ③障がい者手帳などの写し

問 課税課・資産税担当
TEL 06-6992-1474

新型コロナウイルスの影響により徴収猶予の特例を受けた人へ

猶予期限にご注意ください
市税の徴収猶予特例を受けている場合は、期限の確認をお願いします。納付書を紛失した場合は連絡してください。
市では随時納税相談を行っています

ので、納付が困難な場合は連絡してください。
問 納税課
TEL 06-6992-1852、1854

後期高齢者医療保険料の仮徴収

現在、特別徴収(年金から天引き)により保険料を納付している人は、令和3年2月の納付額と同じ額がそれぞれ令和3年4月・6月・8月に年金から天引きされます(仮徴収)。
また、4月から新たに特別徴収(年金から天引き)に変更となる人は、前年度の2カ月分に相当する保険料額がそれぞれ令和3年4月・6月・8月に年金から天引きされます(仮徴収)。

仮徴収の該当者には、後期高齢者医療保険料特別徴収仮徴収額通知書を送付しています。
なお、令和3年度の後期高齢者医療の保険料額は7月に決定するため、令和3年10月・12月および令和4年2月の徴収額については、仮徴収した保険料と調整したうえで、改めて通知します。

問 保険課
TEL 06-6992-1545

福祉の総合相談

場①市役所7階守口市社会福祉協議会
②いきいきネット相談支援センター(藤田町4-20-1)
③各コミュニティセンター
時①平日午前9時~午後5時30分②平日午前10時~午後4時(表の開催日時を除く)③平日(表のとおり)
備当日直接
問守口市社会福祉協議会
TEL 06-6992-2715

| 毎月 | 場所 | 4月 |
|-------|-------|-----|
| 第1火曜日 | 西部 | 6日 |
| 第2木曜日 | 南部エリア | 8日 |
| 第2火曜日 | 北部 | 13日 |
| 第3木曜日 | 東部エリア | 15日 |
| 第3火曜日 | 錦 | 20日 |
| 第4火曜日 | 八雲東 | 27日 |

時 すべて10:00~12:00